

## 『農業労災研究』投稿規程

1. 投稿資格は日本農業労災学会会員に限る。共同執筆には会員以外の参加も認めるが、代表執筆者は会員とする。ただし、編集委員会が依頼した場合はこの限りではない。なお、会費その他の経費の未納会員の投稿については、原則として受付を行わない。
2. 投稿論文等の区分は、以下のとおりとする。投稿の際に、いずれかを明記すること。ただし審査により、区分変更を指示することがある。

**論文：**一篇で論文としての体裁が整っており、著者自身による研究の成果をとりまとめた原著論文で、以下の3点の基準に合致するもの。

- (1) 仮説検証型形式の論文であるか、もしくは、新しい理論的知見や未確認の事実を確認しようとする記述分析型形式の論文であること。
- (2) 当該調査研究領域における先行研究の整理と論及を行うとともに、当該論文が、先行研究と比較して、いかなる成果が得られたのかが明記されたものであること。
- (3) 理論や分析にオリジナリティがあるものであって、以下のいずれかに該当すること。
  - ① 実証データや理論を通じて、従来の定説や既存の重要知見を覆すか、もしくは新知見を付加・補強する内容のもの。
  - ② 従来の研究では取りあげてこられなかった研究対象に焦点を当て、そこでの問題点や課題の解明を通して、新たな研究領域を開拓するもの、もしくは、それによって実践の場面への応用の可能性をもつもの。
  - ③ 従来の研究成果について新たな視点からこれを見直すかもしくは整序し、今後の研究課題に示唆を与えるもの。

**研究論文：**一篇で研究論文としての体裁が整っており、未発表の研究論文であるか、本学会の個別報告等の発表を踏まえた内容をまとめた研究論文であって、以下の3点の基準に合致すること。

- (1) 論文としては十分に結論を得るには至らないが、限定された部分での発見や、新しい研究方法もしくは歴史的事実の紹介等について一定の知見を含むものであること。したがって、事例紹介・調査報告・レポート等に留まるものは、研究論文に該当しない。
- (2) 著者自身による調査、もしくは資料・史料・文献解析等に基づく、オリジナルなデータ・分析結果等を用いた研究論文であること。
- (3) 当該研究論文が、当該研究領域にあって、いかなる課題の整理もしくは発見に寄与したのかが明記されていること。このためには、当該研究領域における先行研究の整理・論及が一定程度行われていること。

**事例報告・資料紹介**：上記のいずれにも該当しないもので、現地の実践・事例，歴史的な資料・史料等や，海外事情，ある分野の研究動向について，総括的もしくは事例報告としてまとめたもの。

**大会報告**：本学会のシンポジウム等で報告した内容を，報告者が体系的かつ簡潔にまとめたもの。報告者が，報告の内容をより詳細にまとめ掲載を希望する場合は，「研究論文」もしくは「論文」として1万字以内で投稿することができる。

**書評**：図書・資料の批評または紹介。

**その他**：上記のほか，編集委員会が依頼をするなど掲載を認めたもの。

3. 原稿は横書き，新かなづかいとし，図表を除きワープロソフトの使用（様式はA4判，40字×30行で印字）を原則とする。
4. 論文等の字数は以下のとおりとする。
  - (1)上記2にもとづく区分ごとの字数を以下のとおりとする。

論文：1万8000字以内  
研究論文，事例報告・資料紹介：原則として1万字以内  
大会報告：原則として8000字以内  
書評：原則として4500字以内

ただし，著者が投稿段階で申請した区分を，編集委員会の指示により変更する場合は，この限りではないことがある。
  - (2)上記(1)を超える字数の掲載は原則として認めない。ただし，別に定める費用を著者が負担する場合は，編集委員会で検討の上，掲載を認めることができる。
  - (3)図表を挿入する場合は，おおよその相当字数を計算し，前記の制限字数に含めること。半ページ大の図表は，約750字に相当する。
  - (4)その他，字数等の細部に関する手引は別に定める。
5. 表題，執筆者名，所属機関名は，本文とは別の用紙に記載する。表題には英文名を執筆者名，所属機関名には英語表記を付記する。
6. 章の表示は，1，2，……，節の表示は，(1)，(2)，……，の記号による。
7. 単位は%，kg，ha等の略語を用い，文中の数字は億，万を用いて表記する。

8. 注は、文中の肩に (1) のように記し、論文の末尾にまとめる。
9. 引用文献の表記は、次の要領に従う。略称・略記（『協組研究』など）は用いない。
- ① 日本語単行書……執筆者名『書名』版（必要に応じて）、出版社、出版年、引用ページ。  
（例）平田東助『産業組合法要議』第3版、大日本産業組合中央会、1905年、16ページ。
  - ② 日本語雑誌論文……執筆者名「論文名」、『雑誌名』巻号（年月）、引用ページ。  
（例）河上清「消費者協力組合論」『六合雑誌』210号（1898年6月）34ページ。
  - ③ 欧文単行書……執筆者名、書名（イタリック体にするため下線を引く）、版（必要に応じて）、出版地：出版社、出版年、引用ページ。
  - ④ 欧文雑誌論文……執筆者名、“論文名”，雑誌名（下線を引く）巻号、年月、引用ページ。
  - ⑤ 翻訳……原則として原書と訳の両方を①～④に従って明記する。  
（例）Alexander Fraser Laidlaw, Co-operatives in the Year 2000, Study and Report Series 15, London: International Co-operative Alliance, 1980, pp.68-71. 日本協同組合学会訳編『西暦 2000 年における協同組合ーレイドロー報告』日本経済評論社、1989年、183～192 ページ。
10. 図表は本文中には描かず、別紙に1枚につき1点ずつ描く。図表には、**図1**、**表1**のような番号とタイトルを付ける。本文には、図表番号を朱書きして挿入箇所を明瞭に提示する。
11. 論文には、100語以内の英文サマリーを必ず付し、原稿とともに提出する。（和文サマリーは不要）
12. 提出原稿は正1部、副2部（複写でよい）とする。（電子メールによる投稿の場合は、原稿ファイルデータ一式を送付する）提出原稿は返却しない。
13. 投稿原稿の受付・取り扱いについては、以下のとおりとする。
- (1) 投稿者は、本学会所定の原稿の送り状に必要事項を記入し、電子メール又は郵送で以下の書類を添えて投稿する。  
**【必要書類】**  
（電子メールの場合）送り状、原稿一式のデータを電子メールに添付する。  
（郵送の場合）原稿、原稿ファイルデータの入った CD-R 等（CD-RW, USB メモリ等を含む。以下同じ）  
ファイルは原則として Microsoft Word 形式（図表等は Microsoft Excel 形式も可）で保

存することとするが、編集委員会が必要に応じて別のファイル形式での保存を認めることがある。CD-R等は、Windowsを搭載したパソコンで読めるものとする。これらの提出物に不足もしくは不備があった場合、及び上記1～12の規程に反する原稿は受け付けない。

- (2) 投稿の受付締切りは、各号とも9月30日とする（必着）。
- (3) 掲載の可否は、編集委員会の委嘱する複数の匿名査読者の査読結果をもとに、編集委員会において決定する。編集委員会は原稿の加除訂正を求めることができる。掲載決定の日時をもって投稿の受理日とする。
- (4) その他、受付の細部に関する手引は別に定める。
- (5) 上記(3)における査読の基準は、以下のとおりとする。
  - ① 査読者は、上記2に定める区分ごとに以下の人数とする。
    - 論文，研究論文：2名以上
    - 書評，事例報告・資料紹介：1名以上
    - 大会報告，その他学会記事等：原則として編集委員長
  - ② 査読は、投稿された原稿が『農業労災研究』の掲載に適切か否か、上記2の基準と投稿者の申請する「区分」が合致しているか、原稿の中に誤りがないかどうか等の判定を行うことを目的とするものであり、視点の相違にもとづく事実認識の違いや討論・論争を行うことを目的とするものではない。
  - ③ 審査員（査読者）・編集委員会はこの目的にしたがい、別に定める基準に基づく期間内に公正に審査を行うこととする。
  - ④ 多くの原稿が掲載され『農業労災研究』誌が充実されるよう、編集委員会は、投稿者に対して適正に指示を行うとともに、投稿者は、この指示にもとづく修正等に努めるなど、両者ともに努力しなくてはならない。
  - ⑤ その他、査読の細部に関する手引は別に定める。
- (6) 掲載決定後、執筆者は最終原稿のデータをメール添付またはCD-R等で提出すること。

14. 抜刷等については以下の取扱いとする。

- (1) 掲載が決定した論文等は、別に定める抜刷の制作費を執筆者本人の負担とすることにより、抜刷をつくることことができる。初校時まで必要部数を申し出ること。
- (2) その他以下の費用については、著者が要した実費を負担することとする。
  - ① 上記4の(2)にもとづく超過字数に伴う費用
  - ② カラー写真印刷費
  - ③ 図表等の修正代
  - ④ その他特殊な印刷に関する費用

15. 掲載された論文等の著作権は、日本農業労災学会に属する。なお、外部から転載の要請

があったときは、本学会編集委員会において検討の上許可することがある。

16. 原稿の送付先は、以下の通り。

〒184-0004 東京都小金井市本町1-6-2 メゾン・ド小金井301

麒麟社会保険労務士事務所内 日本農業労災学会編集委員会

TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430

17. 英語論文の投稿については、別に規程を定める。詳しくは、編集委員会に照会されたい。

18. この投稿規程の改正は、編集委員会の議を経て、常任理事会で決定する。

19. この投稿規程は、2014年10月1日から実施する。

日本農業労災学会編集委員会